

年末年始に気を付けたい消費者トラブル

年末年始は、在宅時間も増え、いつもと違う消費行動をとることが増えてますが、相談機関なども休みになるので、より一層注意が必要です。ここでは、特に年末年始に気を付けたいトラブルを2つ紹介します。

①屋根等の点検商法に注意！

近年、突然訪問してきた業者に屋根の無料点検を勧められ、点検してもらった後に「修理の必要がある」などと不安をあおられ、高額な工事の契約を迫られたというトラブルが相次いでいます。

☆安易に点検させないことが大切です。

☆高額になることも多いので慎重に契約しましょう。

☆クーリング・オフが適用できる場合もあります。

②海産物の電話勧誘販売に注意！

カニなどの海産物の購入を勧める電話があり、強引に契約をさせられた、断ったのに商品が届いたなどという相談が寄せられています。

☆電話を受けた際、少しでもおかしいと感じたら、相手と話し込まずにきっぱり断りましょう。

☆電話勧誘販売での契約は、法定書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリングオフが可能です。

☆断ったのにも関わらず、一方的に商品が送り付けられてきた場合は、受け取りを拒否し、代金を支払わないようにしましょう。

困った時や、不安を感じたときは
豊中市立生活情報センターくらしかん

消費生活相談窓口：06（6858）5070

月曜～金曜 9時～17時（年末年始、祝日除く）

